

明治神宮横浜崇敬会 規約

- 第1条 本会は、明治神宮横浜崇敬会と称し、事務所を会長宅に置く
- 第2条 本会は、明治神宮崇敬者並びに本会の目的に賛同して加入した個人をもって組織する
- 第3条 本会は、明治神宮崇敬会と連携して、会員相互の親睦を図り、社会の健全な発展に寄与することを目的とし、次の活動を行う
- 1、御神徳の敬仰奉賛並びに神宮参拝に関する事項
 - 1、会員の結集並びに連絡に関する事項
 - 1、会費の取り纏めに関する事項
 - 1、その他 会に於いて本会の目的達成に必要な事項
- 第4条 本会に次の役員を置く
- 会長1名
副会長若干名
総務部長1名
女性部部長1名
会計1名
会計監査1名
世話人若干名
- 本会に相談役を置くことができる
- 第5条 本会の役員は、総会で選任し、任期は二ヶ年とする 但し、再任を妨げない
- 第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する
副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する
総務部長は、会長の命を受け本会の事務を処理する
総務部は、会長、副会長を補佐し、地区内の世話人を代表して会務を処理する
世話人は会員の募集並びに連絡に当る
会計監査は、本会の会計事務の状況を監査する
- 第7条 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し、会長は議長を指名し運営する
会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する
- 第8条 本会の運営及び活動のための経費は、会費及びその他の収入をもって充てる
- 第9条 本会の会費は、年額千円とする。臨時会費は、役員会の承認を得て必要に応じ徴収することができる
- 第10条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる
- 第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会議で協議して定める
- 第12条 この規約の改廃は、会議において行うものとする

附則

本規約は、令和7年3月12日から施行する